

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成28年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成29年5月17日

光市監査委員 松 本 利 幸
同 林 節 子

平成 28 年 度

定 期 監 査 報 告 書

光 市 監 査 委 員

定期監査の結果報告

1 監査の時期 平成28年11月14日から平成29年4月25日まで

2 監査の対象

(1) 市長部局

- ア 政策企画部 企画調整課、広報統計課、財政課、
行政改革・情報推進課
 - イ 総務部 総務課、防災危機管理課、入札監理課
 - ウ 市民部 市民課、税務課、収納対策課、生活安全課、人権推進課、
地域づくり推進課
 - エ 大和支所 住民福祉課、地域事業課
 - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
 - カ 福祉保健部 福祉総務課、高齢者支援課、子ども家庭課、健康増進課、
地域包括ケア担当室
 - キ 経済部 農業耕地課、水産林業課、商工観光課
 - ク 建設部 監理課、道路河川課、建築住宅課、都市政策課、
 - ケ 会計管理者 会計課
- (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、
文化・社会教育課、体育課、図書館、
学校給食センター
- (3) 市議会
- (4) 農業委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課 (簡易水道特別会計分)

3 監査の範囲

- (1) 平成27年度における特別会計のうち、歳入科目が「国民健康保険税」、
「簡易水道使用料」、「墓園事業収入」、「下水道使用料」、「介護保険料」、
「後期高齢者医療保険料」について、賦課及び徴収・収納に係る事務の
合規性、適正性について
- (2) 平成27年10月分から平成28年9月分の支出の財務事務について

4 監査の方法

監査に当たっては、事務事業が関係法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを関係帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等通常実施すべき監査手続きにより実施した。

5 監査の結果

監査の結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の事項については検討、改善をされるように要望する。

(1) 国民健康保険税について

国民健康保険税の賦課に関しては、長が賦課決定したことを明確に示したものが見受けられなかった。このことは、2年前の定期監査で「市税の賦課徴収について」を行った際に、「賦課行為が長の決定がないままに行われていたということで、適正な課税事務が行われていなかったと言わざるを得ない。今後は、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。」と指摘したにもかかわらず、国民健康保険税については未だ賦課事務の改善がなされていないと言わざるを得ない。

早急に事務改善を図り、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。

(2) 介護保険料について

介護保険料の賦課に関しては、介護保険法により市の事務とされていることから、賦課決定権は市長にある。また、事務決裁規定上、決裁委任がされていないことから、賦課決定については市長が決定すべきものであるところ、市長が決定したことを明確に示したものが見受けられなかった。このことは、保険料についても、国民健康保険税の賦課同様、賦課行為が長の決定がないままに行われていたということであり、適正な保険料を課す事務が行われていなかったといえる。

今後は、早急な事務改善を図り、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。

6 最後に

今回の定期監査は、平成27年度分の特別会計に係る歳入のうち、それぞれの事業において歳入の根幹となる、歳入科目が「国民健康保険税」、「簡易水道使用料」、「墓園事業収入」、「下水道使用料」、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」について、特に賦課関係を中心に事務の合规性、適正性について監査を実施した。

監査の結果については先に記したように、概ね法令等に則った事務処理がなされていたが、国民健康保険税及び介護保険料の賦課決定にかかる事務手続きに関しては、以前同じ内容での指摘をしたところであるが、指摘を受けたのとは違う部署等では改善されていなかったといわざるを得ない。

このことは、指摘事項について、内容を吟味することなく指摘を受けた部署等に限定された課題として捉えた結果、組織全体での指摘事項に対する認識が不十分だったのではないかと思慮するところであり、今後はこのようなことが生じることのないよう適切な事務手続きを要望する。